

ここが知りたい 「特養」への入居



Q: 入所の順番待ちで、まだまだ入居できませんか？

A: 申込順ではありません。滋賀県が定めるガイドラインにより、より緊急度が高い方からの入所となります。例えば、独居で認知症など一人での生活が難しい方の順位が高くなります。申込用紙は滋賀県統一です。県ホームページからダウンロード、ケアマネさんへ依頼、その他当施設でもお渡してきます。まずは、申込書を郵送またはご持参ください。

Q: 1ヶ月でいくらかかるのでしょうか？

A: 介護度や所得段階に応じて金額が変わります。介護度3、一般世帯並みの所得がある方が30日間利用された場合、約18万4千円です。非課税世帯の場合、段階に応じて約6万6千円～11万8千円と変わります。所得段階は市町にお問合せください。

Q: おむつ代や洗濯代など、他に必要な代金がありますか？

A: おむつ代、洗濯代は別途かかりません。ただし、散髪代や施設で洗濯できない物のクリーニング代、嗜好品はご負担いただきます。（散髪は、地域の理美容師さんが施設でカットしていただきます。）

Q: 面会や外出・外泊はできますか？

A: 面会は13時から17時の間でご自由にできます。予約制にてLINEでのオンライン面会も可能です。

外出・外泊につきましても事前もお届けいただければ可能です。

（感染症の蔓延等で一時制限させていただく場合があります。）

Q: 通院やお薬は、家族が送迎しないといけませんか？

A: 通院は施設にて行います。定期のお薬は、嘱託医が往診のうえ処方します。ただし、入院が必要となった場合は、手続上病院にお越しいただくことになります。その他、県外病院の受診希望等は送迎できないこともあります。

Q: 入院したら退所しないといけませんか？

A: 退所の必要はありません。回復し退院されましたらお戻りいただけます。ただし、特養は医師が常駐しておらず高度な医療が提供できません。医師と相談のうえ、介護医療院などへ移られる場合もあります。また当施設では、老衰など回復が見込めない場合でも、ご家族とご相談させていただき看取り介護までさせていただきます。

Q: お試しで特養を利用できますか？

A: お試し利用はできませんが、ショートステイを併設しておりますので、お部屋の様子や施設の雰囲気を感じていただくことができます。ケアマネさんを通じてショートステイのご利用をお申込みください。